



自分も家族も人も

ニュースなどでも取り上げられましたからご存じの方も多いと思いますが、平成25年に道路交通法が改正され今年の6月1日から「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）」の制度が施行されました。これは、自転車の交通ルールを知らなかったり、危険な乗り方が社会的な問題となってきたことを受け、自転車運転のルールの徹底を図るために行われた改正です。改正点は、自転車の運転に関して一定の違反行為（危険行為）を反復して行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずることができるようになった点です。では、どのような行為が違反行為（危険行為）とされているのでしょうか。

【講習の対象となる危険行為】

- 信号無視
 - 遮断踏切立ち入り
 - 指定場所一時不停止
 - ブレーキ不良自転車運転
 - 安全運転義務違反
 - 歩道通行時の通行方法違反
 - 歩行者用道路における徐行違反
 - 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 - ▲酒酔い運転
- 等
- で示したグループは自分の命を危うくする行為です。また■で示したグループは歩行

者を守るためのルールです。▲は車両に乗る者にとっては許されない行為です。

近年、自転車と歩行者の交通事故をめぐる裁判も多数行われ、裁判例などを調べると次のような判決が出ています。

☆交差点における歩行者との衝突事故、歩行者が転倒し死亡した例

賠償額 54,379,673 円

重過失致死罪で禁固2年

☆路側帯で歩行者と接触事故、歩行者が転倒し死亡した例

賠償額 30,244,115 円

自転車を運転していたのは高校生

☆二人乗りで坂道を下り交差点で他の自転車と衝突し、被害者が植物状態から死亡した例

賠償額 34,249,814 円

自転車による事故でも生じた結果について責任を負う必要があり、賠償額などが自動車事故と比べて減額されることはありません。また、自転車を運転していた者が未成年であるときには被害者救済の観点から保護者の監督義務が問われることもあります。

【講習の流れ】14歳以上に適用

- ①3年以内に2回以上危険行為を繰り返す
 - ②都道府県公安委員会が講習を命令
 - ③講習の受講 3時間 手数料5700円
- 受講命令違反は5万円以下の罰金

【交通安全講習の実施】改正法の適用は14歳以上ですが、自分も家族も人も守るために安全な自転車運転ができることは小学生にとっても重要なことです。わたしたちの羽合小学校では7月7日に講習を3年生以上で実施しますがご家庭でもご指導をお願いします。 羽合小学校 寺谷英則